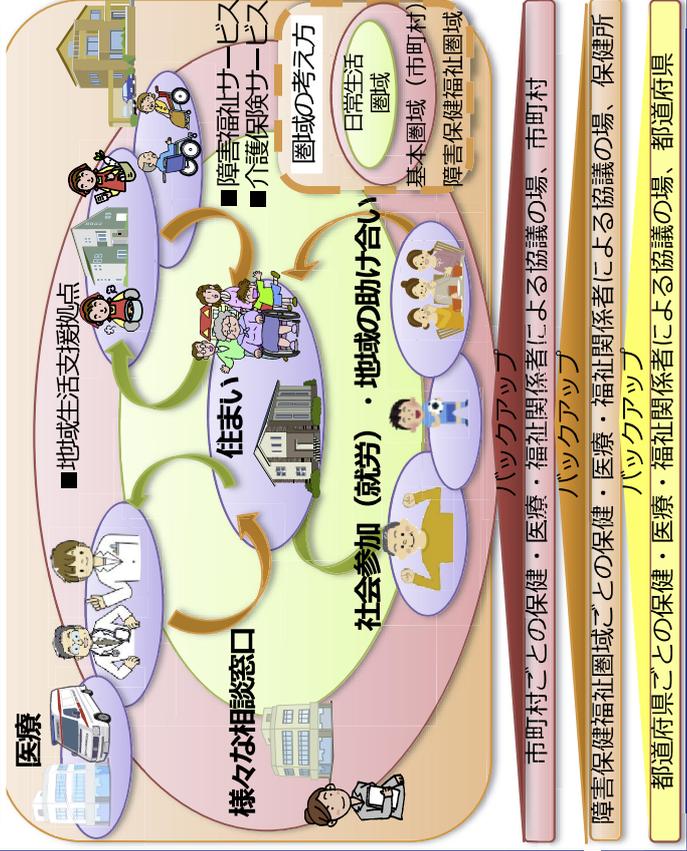


# 第 8 次 医 療 計 画 の 見 直 し の ポ イ ン ト

## 指 針 に つ い て

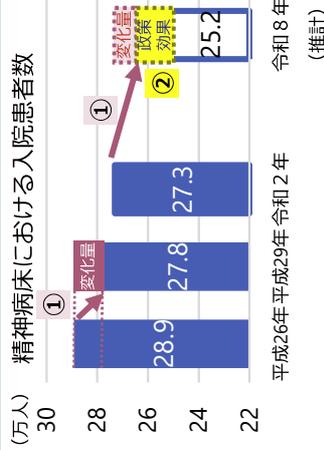
- ① 以下のような体制の整備等を一層推進する観点で踏まえた指針の見直しを行い、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築を進める。
  - ・ 行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の顔の見える連携を推進し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、その意向やニーズに応じ、切れ目なくこれらのサービスの利用し、**安心してその人らしい地域生活を送ることができるよう、地域における多職種・多機関が有機的に連携する体制を構築する。**
  - ・ 精神障害の特性として、疾病と障害とが併存しており、その時々の病状が障害の程度に大きく影響するため、**医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制を整備する。**
- ② **入院患者の年齢構成の変化等の政策効果以外の要因と、政策効果の要因を勘案して、将来の推計を行うこととする。**
- ③ **患者の病状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制を整備する観点から、以下のように、4つの視点から、それぞれについてストラクチャー・プロセス・アウトカムに関する指標例を設定する。**

## ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



## ② 基準病床数の算定式

平成26年と29年の患者数から令和8年の患者数を推計し、基準病床数を設定する



- ① H26 ⇒ H29の入院患者数の変化を踏まえて、**今後の患者数の変化を推計する**
  - ・ 政策効果以外の要因（入院患者の年齢構成の変化等）による変化
  - ・ 当時の政策効果（近年の基盤整備の取り組み等）による変化

② ①に加え、**その後の新たな取り組み（政策効果）を反映して、将来の入院患者数の推計を行う**

## ③ 現状把握のための指標例

